

岩手県監査委員告示第17号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 岩手県立久慈工業高等学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年10月8日

(2) 本監査実施日 平成26年11月18日

3 監査結果の公表の日 平成27年1月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、80,604円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	期末手当については、平成26年11月17日に追給した。 今後、事務室職員複数人で支給内容を確認し、適正な給与事務の徹底を図り、再発防止に努めることとした。